

再度入札について（工事・コンサル、物品・役務共通）

福島市上下水道局

※令和8年4月より、水道総務課は上下水道総務課に名称が変わります。

令和8年4月以降は、水道総務課を上下水道総務課と読み替えてください。

1. 1回目が電子入札だった場合

- (1) 開札の結果、落札者がいない場合は、電子入札システム上ですみやかに再入札通知書を発行します。
- (2) 再入札通知書で案件番号・案件名称・入札方式・入札書受付日時・開札日時・最低価格等を確認してください。
- (3) 再入札の受付開始時刻以降に入札書を提出してください。
- (4) 提出方法は初回と同様です。

2. 1回目が紙入札だった場合

- (1) 紙で入札を行った参加者については、電話もしくはファクシミリで連絡します。
- (2) 開札時刻の30分前までに水道総務課へ入札書を持参してください。
- (3) 提出の方法等については初回と同様です。

3. 再度入札の日程

- (1) 再度入札は初回開札日と同日に実施します
- (2) 日程の基準
 - ・再入札の受付開始⇒ 初回開札日の午後1時から
 - ・再入札の提出期限⇒ 2回目の開札時刻の30分前まで
 - ・2回目の開札日時⇒ 初回開札日の午後3時以降

(例)

- ・再入札の受付開始 13：00
 - ・再入札の提出期限 14：40
 - ・2回目の開札時刻 15：10
- ⇒案件ごとに「1.」または「2.」の方法で通知します。